

# SHINPOU

社会保険新報

2026.5

No.906



西武園ゆうえんち（埼玉県所沢市）



昭和レトロな世界観で幅広い世代から人気の西武園ゆうえんち。エントランスを抜けた先には、懐かしいあの頃の空気が漂う「夕日の丘商店街」が続いています。数々のアトラクションやショーで非日常体験を味わえる、日本屈指の没入型テーマパークです。【7ページにも掲載】

INDEX

- 協会けんぽ東京支部 令和8年度 協会けんぽの健診（P2） 出産手当金／傷病手当金（P3）
- 日本年金機構 産前産後休業・育児休業等期間中の保険料免除（P4） 年金委員の推薦（P5）
- 実務に役立つ！ メンタルヘルス対策 予防（P6）
- TOKYO近郊のおすすめスポット 昭和の熱気に包まれる 西武園ゆうえんち（P7）
- 東京社会保険協会 

会場型講習会	社会保険の基礎知識	レジャー施設	東京ディズニーリゾート <sup>®</sup> コーポレートプログラム／イベント
			ディズニー・オン・アイス（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 令和8年度 協会けんぽの健診のご案内


協会けんぽでは、**年度内に1人1回に限り健診費用の補助**を行っています。令和8年度は、生活習慣病予防健診（一般健診）の検査項目の見直しや人間ドック健診への補助の開始など、変更点があります。詳しくは、協会けんぽから送付するご案内をご確認ください。

**3月下旬**に、事業所へ  
パンフレットと健診対象者一覧  
を送付しました



**4月中旬**に、ご自宅へ  
パンフレットと受診券  
を送付しました



生活習慣病予防健診（一般健診）		特定健診		
<b>35歳から74歳の被保険者（本人）</b>	対象者	<b>40歳から74歳の被扶養者（家族）</b>		
<b>令和8年度からは…</b> <b>20歳、25歳、30歳</b> の被保険者も 生活習慣病予防健診の対象となります！ 自己負担額： <b>上限 2,500円</b>		健診内容	<b>基本的な健診項目</b> 身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査など  <b>特定健診プラスのご案内</b> 特定健診プラスとは、特定健診項目に検査項目を追加して、生活習慣病予防健診と同じ内容にしたものです。 <b>特定健診項目以外は自己負担</b> となりますが、特別価格で設定されているので、大変お得です。 詳しくはこちら……> 	
<b>基本的な健診項目</b> 身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査など <b>+</b> <b>がん検診</b> 胸部エックス線検査、胃部エックス線検査、便潜血反応検査  <b>令和8年度からは…</b> 40歳から74歳の偶数年齢の女性を対象に <b>骨粗しょう症検診</b> を開始します！ 自己負担額： <b>上限 1,390円</b>			<b>健診費用</b> 都内約 <b>250か所</b> の健診機関で <b>無料</b> ※一部の健診機関では約3,000円から5,000円	
<b>自己負担額：上限 5,500円</b>  マイナ保険証等・検査容器	<b>当日の持ち物</b> マイナ保険証等・受診券（セット券） ・健診費用（自己負担分）			

**新たな選択肢**

令和8年度より、**35歳から74歳の被保険者**を対象に、**人間ドック健診に対する補助（最大 25,000円）**を開始します！

※自己負担額は健診機関によって異なります。

詳しくはこちら……>



## 健診受診の流れ

### 健診機関に予約する

いずれの健診も、協会けんぽと提携している健診機関へ直接ご予約ください。協会けんぽへの申し込み手続きは不要です。

健診実施機関一覧はこちら……>



### 健診を受診する

当日は、マイナ保険証等を忘れずにご持参ください。

※保険資格の確認方法は、事前に健診機関へお問い合わせください。

### 健診結果を確認する

生活習慣の改善が必要な方は**特定保健指導**の利用、要治療と判定された方は**医療機関**の受診をお願いします。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111)まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 出産手当金 ～出産のために仕事を休んだとき～

出産手当金は、被保険者（本人）が出産のために仕事を休み、その間の給与が受けられないときに支給されます。



詳しくはこちら



## 支給の流れ



## 申請期間はいつからいつまで？

「出産日（出産日が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）」から「出産後56日」までの範囲内です。



## 申請書はいつ提出すればいいの？

上記の申請期間が経過してからご提出ください。受付時点で経過していない申請期間分は申請できません。

☑ 申請期間：令和8年3月1日～6月6日 提出日：○ 令和8年6月7日以降 × 令和8年6月5日以前

## 支給金額はいくら？

1日当たりの支給金額＝【支給開始日以前の直近の協会けんぽの被保険者期間で継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3 で計算します。

支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、㊦と㊧を比べて少ないほうの額を使用して計算します。

- ㊦ 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ㊧ 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額  
(支給開始日が令和7年3月31日以前の場合は30万円、令和7年4月1日以降の場合は32万円)



# 傷病手当金 ～傷病の原因についてご確認ください～

傷病手当金は、被保険者（本人）が仕事とは関係ない（業務外の事由による）病気やけがの療養のために休業し、給与が受けられないときに支給されます。なお、仕事（業務上）の病気やけがは労災保険の給付対象となり、傷病手当金の支給対象外です。

詳しくはこちら



次のように、傷病手当金支給申請書2ページ目の「申請内容」⑤-1で「2. 仕事（業務上）」または「3. 通勤途中」途中を選択している場合は、傷病手当金の申請前に労働基準監督署へ労働災害に該当するかをご確認ください。

### 確認した結果、労働災害に該当しない場合

申請内容⑤-1を「1」に修正し、協会けんぽへ傷病手当金を申請してください。

### 確認した結果、労働災害に該当する場合

傷病手当金の申請はできません。労働基準監督署へ休業補償給付を申請してください。

申請内容

⑤-1  
傷病の原因

1

2

- 1. 仕事以外（業務外）での傷病
- 2. 仕事（業務上）での傷病
- 3. 通勤途中での傷病

} → ⑤-2へ

傷病手当金支給申請書  
2ページ目

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

# 産前産後休業・育児休業等期間中の保険料免除

妊娠または出産による産前産後休業や3歳未満の子どもを養育する育児休業等の取得について、被保険者から事業主に申し出があったときは、申し出期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料が、被保険者・事業主とも免除されます。取得の申し出は、事業主が該当する届書（下記参照）を日本年金機構（事務センターまたは年金事務所）に提出することにより行います。

パソコンやスマートフォンで閲覧されている方は、**青文字部分**をクリックすると詳細を確認できます。

## 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間（出産日〈出産が予定日後のときは出産予定日〉以前42日〈多胎妊娠の場合は98日〉から出産の日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）について、被保険者が産前産後休業期間中に事業主が年金事務所に申し出ることにより、被保険者・事業主の健康保険・厚生年金保険の保険料負担が免除されます。

この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。



該当する届書：産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届

### 産前産後休業を取得する方

[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が産前産後休業を取得したときの手続き](#)

### 予定していた産前産後休業を変更する方（予定より早く産前産後休業を終了した方）

[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）の産前産後休業を変更・終了したときなどの手続き](#)

## 育児休業等期間中の保険料免除

育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間について、被保険者が育児休業等期間中に事業主が年金事務所に申し出ることにより、被保険者・事業主の健康保険・厚生年金保険の保険料負担が免除されます。

この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。なお、取得の申し出は、育児休業等の種別がかわるたびに手続きが必要です。





該当する届書：育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届

### 育児休業等を取得または延長する方

[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が育児休業等を取得・延長したときの手続き](#)

### 予定より早く育児休業等を終了した方

[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）の育児休業等が終了したときの手続き](#)

詳細は  **日本年金機構**  **保険料免除 産休・育休** **検索** に掲載しています。



# 年金委員の推薦をお願いします

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発・相談・助言などの活動を行う方々です。公的年金制度について広く国民に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うことを目的として、日本年金機構法第30条に基づき、平成22（2010）年1月に設置されました。

## 年金委員の種類 職域型と地域型に区分されます

年金委員は、活動範囲により、**職域型**と**地域型**の2つに区分されます。**職域型**は主に厚生年金保険に加入する企業（適用事業所）内において、**地域型**は自治会などの地域において活動します。

区分	職域型	地域型
委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当している方など	国または地方公共団体の職員として年金事務に従事したことがある方など
活動範囲	主に厚生年金保険加入の適用事業所内	住所地の地域
推薦者	事業主 または 年金事務所長	市区町村、年金事務所長、関係団体
任期	なし	3年（更新可）

## 年金委員になるためには…

### 職域型の場合

原則、推薦時点において、厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたなど、一定期間の経験と年金制度への知識がある者とされ、厚生年金保険の適用事業所の事業主が**年金委員推薦書（職域型）**を管轄の年金事務所に提出します。なお、職域型である従業員が人事異動等で辞退される場合は、後任の担当者を推薦いただきますようお願いいたします。



### 地域型の場合

市町村等が**年金委員推薦書（地域型）**を管轄の年金事務所に提出します。なお、推薦にあたっては、原則、国または地方公共団体の職員として、年金事務に従事したことがある者ならびに現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。



詳細は **日本年金機構** **年金委員** **検索** に掲載しています。



# メンタルヘルス対策 予防

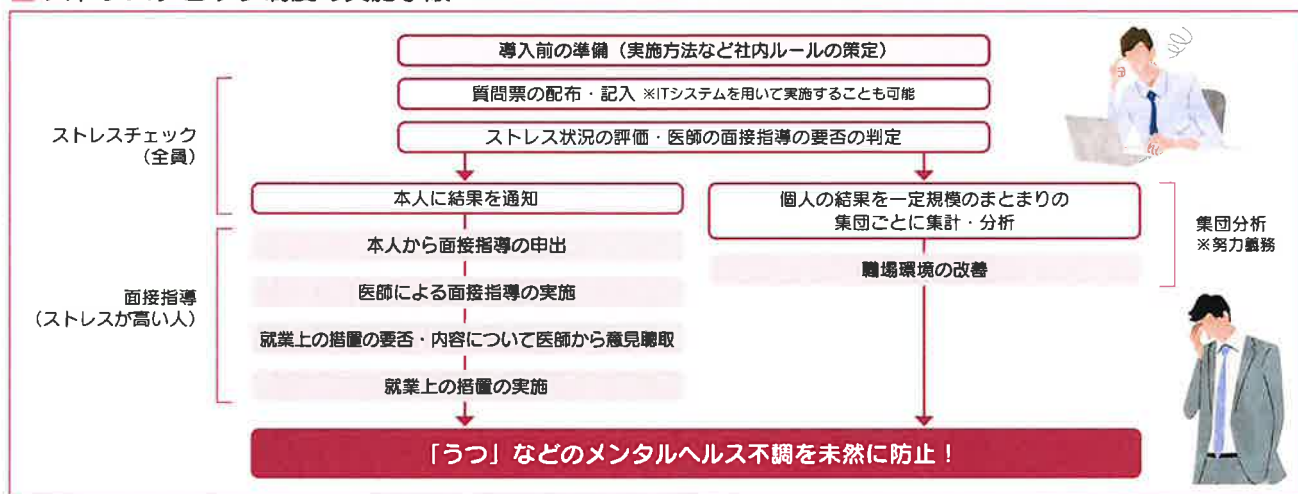
社会保険労務士 有瀧 裕子 (ドリームサポート社会保険労務士法人)

近年、職場でのストレスや不安の増大によって、メンタルヘルス不調は誰にとっても身近な問題となっているのではないのでしょうか。すべての会社には、従業員の心身の健康に配慮する義務（安全配慮義務）があります。メンタルヘルス対策はその重要な柱のひとつとして企業に求められた取り組みです。

## ストレスチェックを効果的に活用しましょう

メンタルヘルス不調を未然に防ぐ一次予防として、最も有効な取り組みがストレスチェック制度です。従業員が質問票に回答し、その結果を本人へ通知することで、自身のストレス状況への気づきを促します。また、結果を集団ごとに集計して分析すれば、会社全体のメンタルヘルス不調の原因となるリスクの傾向が把握でき、職場環境の改善に活用できます。

■ ストレスチェック制度の実施手順 厚生労働省：eラーニング「15分でわかる法に基づくストレスチェック制度」より抜粋



職場環境が改善されると、●従業員のモチベーションの向上 ●離職率の低下と従業員の定着 ●業務の効率化などが期待できます。その先には企業の安定成長や健康経営の促進へとつながっていきます。

これまでストレスチェックの実施義務は、従業員50人以上の事業場に限られていましたが、2025年5月の労働安全衛生法改正により、遅くとも2028年までにすべての事業場へ実施義務が拡大されます。未実施の事業場は早めに準備を進めましょう。

## 休職制度を適切に運用しましょう

予防策を講じていても、体調が回復せず休職が必要になることはあります。その際に重要なことは、休職制度を正しく定め、運用できる状態にしておくことです。

休職制度とは、従業員が長期間働けない状況になった場合に、労働契約を維持したまま労務の提供を免除する制度です。法律上の定めはないため、休職制度を設けるか否かの判断は会社の自由ですが、設ける場合は就業規則で明確にルールを定めておく必要があります。制度を運用しやすくするために定めておくべき安心な項目は右のとおりです。

### ■ 就業規則に定めておくべき項目

- ① 休職を命じる事由
- ② 手続き (診断書の提出や産業医面談の有無など)
- ③ 休職期間・上限
- ④ 休職中の賃金・社会保険料の扱い
- ⑤ 休職期間満了時の取扱い
- ⑥ 復職手続きと判断基準
- ⑦ 再発時の扱い



休職は「会社が発令するもの」であり「従業員が希望したら必ず取得できるもの」ではありません。また復職の最終判断も会社が行います。この点において誤解が生じないように、普段から従業員への説明のしかたに注意が必要です。

次号では、メンタルヘルス対策「休職開始から復職後までの対応」についてご紹介します。

「実務に役立つ!」は、会員向け広報誌「協会だより」でも掲載しています



大迫力の  
2大ライド  
アトラクション

### 夕陽館

高台にそびえる映画館「夕陽館」ではスリル満点の体感型アトラクションが大人気。ウルトラマンとともに最強の怪獣ゼットンへと立ち向かう「ウルトラマン・ザ・ライド 世紀の大決闘」、ゴジラと新メカゴジラが海を舞台に激闘を繰り広げる「ゴジラ・ザ・ライド グレートクラッシュ」の二部を上映しています。

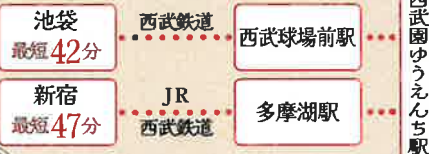


## TOKYO 近郊の 昭和の熱気に包まれる 西武園ゆうえんち

2021年5月に昭和レトロな世界観へとリニューアルしてから、今年で5年目を迎える西武園ゆうえんち。一歩足を踏み入れれば、そこには活気あふれる1960年代の街並みが広がっています。

● 営業時間、料金などの詳細は西武園ゆうえんちのホームページへ <https://www.seibuen-amusement-park.jp/>

電車でのアクセス



西武園ゆうえんち名物パフォーマンス

### 夕日の丘商店街ショー

夕日の丘商店街は街の住人たちによるパフォーマンスで大盛り上がり。一日を通していくつものショーが繰り広げられます。



スッキリ爽快大回転!

### 回転空中ブランコ

風を切りながら空高く舞い上がる回転空中ブランコ。宙を飛び回るかのような浮遊感とスピードに乗って円を描く爽快感は、ちょっと怖いけどクセになりそう。



会員とご家族は割引優待があります。 **会員限定** ▶ **各種案内・申込書** でご確認ください。

会場型講習会

社会保険の基礎知識

健康保険や厚生年金保険の概要、手続きのポイントなど、実務に役立つ内容をわかりやすく解説します。


**日程** 7月8日(水) 10時～16時  
**会場** 損保会館(千代田区)  
**定員** 150名

**日程** 7月29日(水) 10時～16時  
**会場** 東京トラック事業健保会館(千代田区)  
**定員** 200名

**日程** 7月31日(金) 10時～16時  
**会場** たましん RISURU ホール(立川市)  
**定員** 60名

**料金** 会員無料 [一般15,000円]  
**申込締切** 6月8日(月) 15時まで  
**講師** 特定社会保険労務士 小林 元子  
 (がんこ社労士事務所)

※複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。  
 ※抽選の際は、会員を優先します。

 [講習会・セミナー](#) ▶ [会場型講習会](#)

レジャー施設

東京ディズニーリゾート®  
 コーポレートプログラム  
 デジタル利用券

2026年度 申込受付中【会員限定】

東京社会保険協会の会員の方は、東京ディズニーランド® / 東京ディズニーシー® のパークチケットをお得な料金で購入できます。なお、今年度よりデジタル(WEBチケット)に移行しました。

**利用期間** 7月～2027年1月  
**申込締切** 5月31日(日) 13時まで  
**補助金額** 1枚につき2,000円補助  
 ※2枚1組でのお申し込みとなります。

お申し込み・詳細は、ホームページをご覧ください。

 [会員限定](#) ▶ [東京ディズニーリゾートの利用割引](#)




イベント(キョードー東京)

日本公演40周年記念

ディズニー・オン・アイス  
 "Let's Party!"

**公演日** 7月18日(土)～20日(月・祝)  
**会場** 有明アリーナ(江東区)  
**料金** 優待料金 ※予定枚数に達し次第、受付終了  
**販売期間** 6月21日(日) 13時まで

キョードー東京にアクセスし、東社協ホームページに記載のID/パスワードを入力してください。

 [会員特典](#) ▶ [観劇・コンサートのご優待](#)



©Disney

新規入会を随時受付中!

[ホームページ](#) [会員特典](#) ▶ [入会のご案内](#) からお申し込みください。

【お問い合わせ】 会員事業課 [✉ jigyoto@tosyakyo.or.jp](mailto:jigyoto@tosyakyo.or.jp) ☎ 03(5292)3596